

手話言語及び情報コミュニケーションに関する検討会議 報告とりまとめ（素案）

<目次>

1 はじめに

2 検討の経過

3 条例の役割

（1）条例のコンセプト

（2）条例の対象範囲

4 条例の内容

（1）基本的な考え方

（2）理解を広める

（3）手話で育つ

（4）手話を学ぶ

（5）聴覚障害のある人の暮らしとコミュニケーション

（6）豊かなコミュニケーションのために

（7）推進体制

5 おわりに

1 はじめに

<京都府における取組経緯・情勢・現状・検討会議開催の経緯・本報告の位置づけ等を記載>

2 検討の経過

平成29年7月に手話言語及び情報コミュニケーションに関する検討会議を設置し、〇回にわたり次のとおり議論した。

<日程・議題・内容等を記載>

3 条例の役割

(1) 条例のコンセプト

聴覚障害に関し、全国に先駆けた取組を多く行ってきた京都府らしい条例

手話の言語性を認めるとともに、聴覚障害のある人が、本人の希望に応じ、手話、要約筆記、触手話等の多様なコミュニケーション手段を選択できる環境を整備する

府民が、手話、要約筆記、触手話等の多様なコミュニケーション手段を認識・理解し、聴覚障害のある人もない人も、安心していきいきと暮らせる地域社会づくりを目指す

(2) 条例の対象範囲

〇障害の程度や身体障害者手帳の有無等にかかわらず、聴覚障害のある人を幅広く対象とする。

〇「聴覚障害のある人」のなかには、「ろう者」、「難聴者」、「中途失聴者」、「盲ろう者」等聴覚障害の程度や失聴時期、教育歴及び重複する障害の有無等により、手話、要約筆記、触手話等様々なコミュニケーション手段を利用しており、これらを条例上位置づける必要がある。

4 条例の内容

(1) 基本的な考え方

「3 条例の役割」をふまえ、条例の基本的な考え方について、以下5点を検討会議として提案する。

- 手話は言語であることを認める
- 手話を獲得・習得・使用できる環境を整備する
 - (2) 理解を広める
 - (3) 手話で育つ
- 府民が、ろう者、難聴者、中途失聴者、盲ろう者等の障害を正しく理解し、多様なコミュニケーション手段を認識し、普及する
 - (2) 理解を広める
- ろう者、難聴者、中途失聴者、盲ろう者等(加齢に伴い難聴等になった人等も含む。)が主体的に社会参加できるよう、本人の希望に応じたコミュニケーション手段を確保する
 - (4) 手話を学ぶ
- 普及啓発及びコミュニケーション手段の確保における行政の責務を明確にするとともに、支援者の養成、民間活動の支援等を通じて、聴覚障害のある人もない人も、安心していきいきと暮らせる地域社会づくりを目指す
 - (5) 聴覚障害のある人の暮らしとコミュニケーション
 - (6) 豊かなコミュニケーションのために

(2) 理解を広める

① 条例に盛り込むべき内容

・府民が手話や聴覚障害について理解を深め、聴覚障害の特性により、多様なコミュニケーション手段(手話、要約筆記、筆談、触手話、文字情報の利用)があることの認識の普及。

② 検討会議での意見

・医療機関や教育機関、聴覚障害のある人を雇用している一般企業、民生委員、若者などへ

の重点的な普及が必要。

- ・聴覚障害のある人やその団体と手話サークル、要約筆記サークル等の団体が連携して、府民や社会に具体的にはたらきかけていくことが必要。
- ・手話サークルや要約筆記サークルへの支援も必要。

(3) 手話で育つ

① 条例に盛り込むべき内容

- ・手話を学び、手話で学ぶ環境を整備する機会の保障。
- ・聴覚障害のある子どもを持つ保護者に対する手話や聴覚障害に対する適切な情報提供、相談及び保護者が手話を学習する機会の保障。
- ・聾学校の教員が手話を学習する機会の保障。
- ・手話でのコミュニケーションが身に付いているろう者の積極的な教員採用。

(4) 手話を学ぶ

① 条例に盛り込むべき内容

- ・手話を習得していない聴覚障害のある人（難聴者や中途失聴者、身体障害者手帳を持たない中軽度の聴覚障害のある人、インテグレート教育を受けてきた聴覚障害のある人等）が手話を学習する機会の保障。

② 検討会議での意見

- ・手話を学ぶことを通じて、自身の障害やコミュニケーション手段の活用について認識を深め、同じ障害を持つ仲間との交流につなげていくような体制を構築することが重要。

(5) 聴覚障害のある人の暮らしとコミュニケーション

① 検討会議での意見（事業者等の責務）

- ・聞こえない学生が通学する教育機関（大学等）の責務。
- ・聴覚障害のある人を雇用する事業主の責務。
- ・福祉事業所の責務。
- ・司法場面、政治参加場面における情報保障。

② 検討会議での意見（地域社会）

- ・民生委員の役割
- ・手話サークル・要約筆記サークル等の役割

（6）豊かなコミュニケーションのために

① 条例に盛り込むべき内容

- ・豊かなコミュニケーション関係を築くための人材養成や環境等を整備することが必要。

② 検討会議での意見（人材養成）

- ・若者をターゲットとした養成を行うことが必要。
- ・専門性の高い手話通訳者等の養成が必要。

③ 検討会議での意見（情報発信のための環境整備）

- ・文字情報による情報発信・情報保障も必要。
- ・交通機関や、京都の行催事等のテレビ中継での文字情報表示や遠隔手話通訳が必要。

④ 検討会議での意見（行政機関における対応）

- ・行政サービスとして手話のできる職員や多様なコミュニケーション手段に理解のある職員を配置・育成することが必要。
- ・消防や警察関係職員への理解普及や避難所等での情報伝達方法の確保が必要。

⑤ 検討課題

- ・ICT（情報通信技術）を活用したコミュニケーションや情報保障の新たな方法の位置づけや活用方法については、聴覚障害のある人の主体的な社会参加をどのように進めるかという視点から、今後も検討が必要。

（7）推進体制